

# 下請企業振興の「基準」を改正！

「下請中小企業振興法・振興基準」を改正しました。  
親事業者と下請事業者の、両方にとってのルールです。

## 1. 親事業者と下請事業者は共存共栄で！

親事業者は、生産性向上に努力する下請事業者への訪問や面談を欠かさずに。

下請事業者との面談



事業所や工場の訪問



下請事業者の生産性向上



ほか、研究会の開催や協力体制の確保、設計段階からサプライチェーン全体が連携して対応することも重要です。

## 2. 一方的な原価低減要請は止めましょう！

親事業者は、原価低減要請をするとき、経済合理性や十分な協議を欠いた要請はしない。

＜原価低減要請の望ましくない事例＞

- ◆ 原価低減目標の数値のみを提示する。
- ◆ 原価低減要請に応じることを発注継続の前提とする。
- ◆ 文書や記録を残さない（口頭で削減幅を示唆）等

御社（発注者）の協力があり、10%のコスト削減ができました！

寄与度に応じて、取引対価を決めましょう。



受注者

発注者

## 3. 対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう！

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇について、その影響を反映するよう協議する。

労務費上昇に伴う取引対価の見直しをお願い出来ませんか。

わかりました。労務費上昇分について協議しましょう。



受注者

発注者

## 4. 金型・木型の保管コストは親事業者が負担を！

- ◆金型、木型などの型の保管に関して、**双方が十分に協議し、方法や費用負担を明確に定める。**
- ◆**親事業者の事情によって**下請事業者にその保管を求めている場合には、**親事業者が費用を負担する。**

契約してから3年間使用実績がない型は、返却もしくは廃棄するよう、ルールをあらかじめ決めませんか。



## 5. 支払いは現金で！ 手形の場合は親事業者が割引料の負担を！

- ①下請代金の支払いは**可能な限り現金で。**
- ②手形やファクタリングなどによる場合は、**割引料を下請事業者に負担させることがないようにする。**
- ③手形サイトは120日（繊維業においては90日）を超えてはならないことは当然として、**将来的に60日以内とするよう努める。**

ありがとうございます！



## 6. 業界で自主行動計画を作り、親事業者は積極的に協力を！

（**業種別下請ガイドライン**やサプライチェーン全体の取引適正化に向けた**自主行動計画**を振興基準に位置付けました）

- ◆親事業者、下請事業者ともに下請ガイドラインを守る。親事業者は下請ガイドラインの内容に即して、マニュアルや社内ルールを整備し、自社の調達において徹底させる。
- ◆**業界団体等は、サプライチェーン全体の取引適正化を図るため、自主的な行動計画**を策定する。親事業者はそれに積極的に協力する。

※平成28年12月現在、自動車、素形材、電機・情報通信機器、産業機械、繊維、トラック運送の6業種11団体が自主行動計画を28年度中に策定予定。